

令和2年度答申第57号
令和2年12月17日

諮問番号 令和2年度諮問第66号（令和2年11月25日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、叔父のP（以下「叔父P」という。）は軍人として外地で戦死したところ、審査請求人は叔父Pと生計を共にしていたと主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、叔父Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は叔父Pと1年以上の生計関係を有していたとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定しているところ、この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭

和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。)による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうとされている(特別弔慰金支給法2条1項)。そして、遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。)とすると規定している。

- (2) 特別弔慰金支給法2条の2第3項は、上記(1)の「これらの者以外の三親等内の親族」(以下単に「三親等内の親族」という。)は、先順位者である配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹がいない場合であって、当該三親等内の親族が「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」(軍人たることによる勤務がなかったならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。)であるときに限り、戦没者等の遺族とみなすと規定している。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和4年a月b日、B地において父のQ(以下「父Q」という。)と母のR(以下「母R」という。)との間に長女として出生した。

母Rは、明治39年c月d日に出生し、明治43年2月24日に叔父Pの父となるS(以下「祖父S」という。)と養子縁組をし、昭和2年4月11日に父Qと婚姻をした。

(除籍謄本(戸主:Q)、除籍謄本(筆頭者:Q))

- (2) 母Rの弟である叔父Pは、昭和18年9月10日、現役兵としてC部隊に入営し、昭和20年5月3日、D地(現在のE国F地)において戦死した。

(兵籍簿(P)、除籍謄本(戸主:P)、戦死公報、戦没者遺族援護台帳)

- (3) 審査請求人は、平成29年7月6日、G町長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、叔父Pに係る特別弔慰金の請求(本件請求)をした。

なお、本件請求について、叔父Pの遺族で審査請求人よりも先順位のものはいない。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書)

(4) 処分庁は、平成30年8月3日付けで、審査請求人に対し、「P様の死亡当時まで引き続き1年以上死亡者と生計関係を有していたものと認められませんので、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分(本件却下処分)をした。

(却下通知書)

(5) 審査請求人は、平成30年9月18日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和2年11月25日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は叔父Pと同一の生計関係にあったから、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査請求人は、本件請求に当たり、「戦没者等の遺族の現況等についての申立書」(以下「本件現況申立書」という。)と「戦没者等との生計関係申立書」(以下「本件生計関係申立書」という。)を提出しているが、本件現況申立書においては、叔父Pの死亡当時(昭和20年5月3日)、叔父Pと生計関係を有していた家族は、叔父Pの父のS(祖父S)、母のT(以下「祖母T」という。)、姉の母R及びU(以下「叔母U」という。)、弟のV(以下「叔父V」という。)、W(以下「叔父W」という。)及びY(以下「叔父Y」という。)並びに審査請求人であると記載している。他方、本件生計関係申立書においては、叔父Pの入隊時期を昭和18年9月と記載し、その当時、叔父Pと同居していた家族は、本件現況申立書に記載した者のほか、父Q及び審査請求人の兄のZ(以下「兄Z」という。)であると記載するとともに、祖父Sが家業の豆腐商を主になって営み、これを父Qの家族も同居して支え、戦時中も豆腐商を続けて、豆腐商の収入により生活を維持し生計を立てていたと申し立てている。
- 2 しかし、昭和16年11月13日に死亡している祖父Sを本件生計関係申立書に記載している点、父Qを本件生計関係申立書には記載しているが、本件現況申立書には記載していない点、祖父Sの死亡後に叔父Pが家督相続を

しているにもかかわらず、戦時中も祖父Sが家業の豆腐商を主になって営み、これを父Qが支え、生計を立てていたとする点など、上記1の資料において審査請求人が申し立てている生計関係の説明には整合性がなく、審査請求人が叔父Pの死亡の日まで引き続く1年以上叔父Pと同居していたことを確認することができない。

- 3 処分庁が保管している叔父Vの兵籍簿には、叔父Vは、昭和19年9月5日に現役入隊し、戦後に除隊されるまで、継続して転戦していたと記載されている。戦時中叔父Vも同居し豆腐商で生計を立てていたとする審査請求人の上記1の主張は、兵籍簿の上記記載と整合しない。

また、叔父Vの兵籍簿の「留守担当者ノ住所氏名」欄には、「H地 母T」と記載されている。この記載は、処分庁が保管している昭和21年10月11日付けの叔父Pに係る戦死公報に公報の通知先として記載されている遺族の現住所、続柄及び氏名（「H地」、「母」、「T」）と一致している。しかし、H地は、叔父Vが昭和25年2月8日に婚姻した妻のMの本籍地である。

したがって、本件現況申立書や本件生計関係申立書に記載されている叔父Pの住所（「I地」）に審査請求人が同居し、叔父Pと同一の生計関係にあったことを確認することができない。

- 4 審査請求人は、祖母T宛てに送付された叔父Pに係る所属部隊長からの弔辞を提出しているが、その送付先である祖母Tの住所は、「H地」である。また、審査請求人は、叔父Pに対する勲記、勲章授与の証及び叔父Pの家族等が写った写真6枚を提出しているが、これらの資料によっても、審査請求人が叔父Pと同居し、叔父Pと同一の生計関係があったことを確認することができない。

なお、処分庁は、審査請求人の居住地であるJ県を通じて、審査請求人に対し、既に提出した資料のほかに、叔父Pと同一の生計関係にあったことを裏付ける資料があるかについて照会したが、審査請求人から更なる資料の提出はなかった。

- 5 以上によると、審査請求人が提出した資料及び処分庁が保管している資料から、審査請求人が叔父Pと叔父Pの死亡の日まで引き続き1年以上の生計関係があったことを確認することができない。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件請求の受付 (G町)	: 平成29年7月6日
(J県)	: 同月28日
(処分庁)	: 同年8月28日
厚生労働省宛ての照会 (処分庁)	: 同年10月5日付け
処分庁宛ての回答 (厚生労働省)	: 平成30年7月12日付け (処分庁による照会から約9か月)
本件却下処分	: 同年8月3日付け (本件請求の処分庁による受付から約11か月)
本件審査請求の受付 (G町)	: 同年9月18日
(J県)	: 同月25日
(審査庁)	: 同年10月10日
審理員の指名	: 同年12月13日 (本件審査請求の審査庁による受付から約2か月)
弁明書の受付	: 平成31年1月15日
弁明書の訂正文の受付	: 同年2月25日
弁明書副本の審査請求人への送付	: 同年4月23日付け (弁明書の受付から約3か月)
反論書送付通知書の受付	: 令和元年5月17日
審理員意見書の提出	: 令和2年9月30日 (反論書送付通知書の受付から約1年4か月半)
本件諮問	: 同年11月25日 (本件審査請求の審査庁による受付から約2年2か月)

(2) そうすると、本件では、処分庁による本件請求の受付から本件却下処分

までに約11か月の期間を要している。このうち、約9か月は、処分庁からの照会に対し厚生労働省が回答するまでに要した期間であるが、その回答の内容は、「請求者の主張を裏付ける資料の提出がないことから、死亡した者の死亡当時の三親等内親族として死亡した者の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していたものと認めることは困難と判断」したということに尽きているから、照会回答の手續に期間を要し過ぎたといわざるを得ない。

なお、上記の手續は、他の同種案件でも行われているから、処分庁が特別弔慰金の請求者と戦没者等との間の同一の生計関係の有無を判断するに当たっては、事前に厚生労働省に照会するという運用がされているようであるが、この手續に長期間を要することがないようにするため、照会回答事務の合理化及び迅速化に資する方策を検討することが望まれる。

また、本件では、審査庁において、本件審査請求の受付から審理員の指名までに約2か月、弁明書の受付から弁明書副本の審査請求人への送付までに約3か月、反論書送付通知書（反論書、証拠書類等を提出しない旨の通知書）の受付から審理員意見書の提出までに約1年4か月半を費やした結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約2年2か月もの長期間を要している。このように長期間を要する事態になったのは、審査庁における審査請求事件の進行管理が適切にされていないことに原因があると考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 本件では、審査請求人が、叔父Pの死亡の日（昭和20年5月3日）まで引き続く1年以上、叔父Pによって生計を維持し、又は叔父Pと生計を共にしていたか（叔父Pの軍人たることによる勤務がなかったならば、これに該当していたものと認められる場合も含む。）、すなわち、審査請求人が叔父Pと同一の生計関係を有していたかが問題となっている。

(2) 審査請求人は、叔父Pが入隊した昭和18年9月当時、叔父Pの住所地（「I地」）において、叔父P、祖父S、祖母T、叔母U、叔父V、叔父W、叔父Y、父Q、母R、兄Zと共に同居し、祖父Sが主に営んでいた家業の豆腐商を父Qが支えて、豆腐商の収入により生計を立てていたと主張している（本件生計関係申立書）が、叔父Pが入隊した当時、審査請求人

の家族が叔父Pの住所地において叔父Pの家族と同居し、叔父Pの家族と共に豆腐商を営んでいたことを示す資料は提出していない。

そして、一件記録を精査しても、審査請求人の家族が叔父Pの住所地において叔父Pの家族と同居していたことを確認することができる資料は見当たらない。

かえって、叔父Pの留守名簿（令和2年12月4日付けの審査庁の事務連絡）に、留守担当者として祖母T（「母N」と上書きされているが、これは、「母T」の誤記と考えられる。）が記載され、その住所が「H地」と記載されていること、この住所は、昭和19年9月に入隊した叔父Vの兵籍簿に留守担当者として記載されている「母T」の住所と同じであることからすると、叔父Pの家族は、叔父Pが入隊した昭和18年9月当時、既に「I地」から「H地」に転居していたものと考えられる（なお、叔父Pの父S（祖父S）は、昭和16年11月13日に死亡している（除籍謄本（戸主：S）））。

また、審査請求人は、叔父Pと同一の生計関係を有するに至った時期を「昭和2年3月」と主張している（本件生計関係申立書）ところ、兄Zは昭和2年e月f日に「K地」（この住所は、「I地」と同じである。）で出生しているものの、審査請求人は昭和4年a月b日に「B地」で、審査請求人の妹のOは昭和19年g月h日に「L地」で出生している（除籍謄本（戸主：Q））ことからすると、審査請求人の家族は、兄Zが出生した後に、叔父Pの上記住所地（「I地」）から転居したものと考えられる。

したがって、審査請求人が、叔父Pの死亡の日（昭和20年5月3日）まで引き続く1年以上、叔父Pと同一の生計関係を有していたとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	とみ
委	員	野	口	貴	公美